

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は「平成28年熊本地震」「新型コロナウイルス感染症」「令和2年7月豪雨」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据えた「新しいくまもと」を創造することを目指し取り組みを進めている。

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、新型コロナウイルス感染症による税収への影響も見込まれる中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方で、少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策、デジタル化の推進など、様々な課題にも直面している。このような中、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨への対応について万全を期すため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、デジタル化の推進、感染症対策等増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症を契機とした経済活動の縮小による税収の減少について把握した上で、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和4年度（2022年度）地方財政計画に確実に反映し、安定的な財政に必要な地方一般財源総額の充実・確保を図ること。
- 2 熊本地震からの創造的復興を成し遂げられるよう継続的な財政支援措置を講じること。また、令和2年7月豪雨からの復旧・復興が実現できるよう、安全安心なまちづくり等への国庫補助制度創設や補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充等、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等について、今後の感染状況や経済状況等を踏まえて、令和3年度（2021年度）以降も補正予算編成や予備費活用等により必要な額を確保すること。また、今後の経済状況によっては地方財政計画を超える減収となる可能性もあるため、令和3年度（2021年度）においても、令和2年度（2020年度）と同様に地方消費税等を減収補てん債の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年7月5日

熊本県議会 議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
内閣官房長官	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 (防災)	棚橋泰文様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	坂本哲志様